

# 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

平成7年2月28日

選挙管理委員会告示第19号

改正 平成8年9月24日選挙管理委員会告示第123号

平成23年8月2日選挙管理委員会告示第52号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党又は参議院神奈川県選出議員若しくは神奈川県知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。ただし、この告示の公表の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、適用しない。

区 分		テレビジョン放送		ラ ジ オ 放 送		
		基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	
衆議院小選挙区選出議員	届出候補者の数	1人又は2人	株式会社テレビ神奈川	1	株式会社アール・エフ・ラジオ日本	1
		3人から5人まで	株式会社テレビ神奈川	2	株式会社アール・エフ・ラジオ日本	1
		6人から8人まで	株式会社テレビ神奈川	4	株式会社アール・エフ・ラジオ日本	2
		9人から11人まで	株式会社テレビ神奈川	6	株式会社アール・エフ・ラジオ日本	3
		12人以上	株式会社テレビ神奈川	8	株式会社アール・エフ・ラジオ日本	4
参議院神奈川県選出議員の選挙		株式会社テレビ神奈川	3	株式会社アール・エフ・ラジオ日本	1	
神奈川県知事の選挙		株式会社テレビ神奈川	3	株式会社アール・エフ・ラジオ日本	1	